

現 行	改 正 案
<p>I 総則</p> <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-3 取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>当局は、登録の申請の審査や暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の適切性の判断に当たっては、取り扱う暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術のほか、当該暗号資産を取り扱うにあたっての社内態勢の確保の状況等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該暗号資産の取扱いにより生じ得るリスクの内容について、申請者や暗号資産交換業者から詳細な説明を求めるとするほか、利用者からの苦情や、協会の意見等の外部情報も踏まえ、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、暗号資産交換業者が取り扱うことが適切かを判断するものとする。</p> <p>（注1）特に、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「仮想通貨の取扱いに関する規則」</u>において、①法令又は公序良俗に違反する方法で利用されるおそれが高い暗号資産、②犯罪に利用されるおそれが高い暗号資産、③テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高い暗号資産については、その取扱いの適否を慎重に判断しなければならないとされていることに留意する。また、同規則において、暗号資産の特性及び暗号資産交換業者の態勢に鑑み、以下のいずれかに該当する暗号資産の取扱いを禁止するとともに、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが高く、適切な監査が実施できないおそれがあることから、これら問題が解決されない限り、取り扱ってはならないとされていることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められるもの ・ 公認会計士又は監査法人による適切な監査が困難なもの ・ システム上その他安全な保管及び出納が困難なもの 	<p>I 総則</p> <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-3 取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>当局は、登録の申請の審査や暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の適切性の判断に当たっては、取り扱う暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術のほか、当該暗号資産を取り扱うにあたっての社内態勢の確保の状況等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該暗号資産の取扱いにより生じ得るリスクの内容について、申請者や暗号資産交換業者から詳細な説明を求めるとするほか、利用者からの苦情や、協会の意見等の外部情報も踏まえ、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、暗号資産交換業者が取り扱うことが適切かを判断するものとする。</p> <p>（注1）特に、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」</u>において、①法令又は公序良俗に違反する方法で利用されるおそれが高い暗号資産、②犯罪に利用されるおそれが高い暗号資産、③テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高い暗号資産については、その取扱いの適否を慎重に判断しなければならないとされていることに留意する。また、同規則において、暗号資産の特性及び暗号資産交換業者の態勢に鑑み、以下のいずれかに該当する暗号資産の取扱いを禁止するとともに、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが高く、適切な監査が実施できないおそれがあることから、これら問題が解決されない限り、取り扱ってはならないとされていることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められるもの ・ 公認会計士又は監査法人による適切な監査が困難なもの ・ システム上その他安全な保管及び出納が困難なもの

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、資金決済法上の義務の適正かつ確実な履行が困難なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、資金決済法上の義務の適正かつ確実な履行が困難なもの
<p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 経営陣は、内閣府令第9条第1項に規定する財産的基礎を遵守するだけでなく、業容や特性に応じた財産的基礎を確保するよう努めているか。<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、ビジネスモデル、業務内容、経営規模、海外拠点の設置状況、取り扱う暗号資産の特性等に照らし、例えば、市場リスク、取引先リスク、オペレーショナル・リスク（暗号資産の流出リスクを含む。）といった財務上のリスクを分析・特定した上で、当該リスクの管理手法を定めるなど、財務上のリスクの管理態勢を構築しているか。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>⑤ 経営陣は、内閣府令第23条第1項第7号及び<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に公表するための内部管理態勢を構築しているか。</p> <p>⑥～⑮ (略)</p>	<p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 経営陣は、内閣府令第9条第1項に規定する財産的基礎を遵守するだけでなく、業容や特性に応じた財産的基礎を確保するよう努めているか。<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、ビジネスモデル、業務内容、経営規模、海外拠点の設置状況、取り扱う暗号資産の特性等に照らし、例えば、市場リスク、取引先リスク、オペレーショナル・リスク（暗号資産の流出リスクを含む。）といった財務上のリスクを分析・特定した上で、当該リスクの管理手法を定めるなど、財務上のリスクの管理態勢を構築しているか。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>⑤ 経営陣は、内閣府令第23条第1項第7号及び<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に公表するための内部管理態勢を構築しているか。</p> <p>⑥～⑮ (略)</p>
<p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-1 法令等遵守</p> <p>II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>II-2-1-1-2 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 暗号資産交換業者及びその役職員は、法第63条の9の3及び内閣府</p>	<p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-1 法令等遵守</p> <p>II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>II-2-1-1-2 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 暗号資産交換業者及びその役職員は、法第63条の9の3及び内閣府</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>令第 20 条第 13 号に基づき、協会の定める自主規制規則等に違反する行為であって、利用者保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを行うことが禁止されることを踏まえ、法令等を遵守するために必要な業務運営体制を整備するに際して、協会の定める自主規制規則の内容を反映しているか。例えば、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「従業員等の服務に関する規則」</u>の内容を参照しつつ、業務内容・種別に応じた服務規則その他役職員の禁止行為に係るルール等が策定されているか。</p> <p>③・④ （略）</p>	<p>令第 20 条第 13 号に基づき、協会の定める自主規制規則等に違反する行為であって、利用者保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを行うことが禁止されることを踏まえ、法令等を遵守するために必要な業務運営体制を整備するに際して、協会の定める自主規制規則の内容を反映しているか。例えば、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る従業員等の服務に関する規則」</u>の内容を参照しつつ、業務内容・種別に応じた服務規則その他役職員の禁止行為に係るルール等が策定されているか。</p> <p>③・④ （略）</p>
<p>Ⅱ－２－１－２ 広告規制 Ⅱ－２－１－２－１ 意義</p> <p>暗号資産交換業者が行う広告の表示は、利用者への取引勧誘の導入部分に当たるため、適切な表示による情報提供が、利用者によるリスクの誤認や投機的取引の助長を抑止する観点から重要である。そのため、暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするときは、法第 63 条の 9 の 2 及び内閣府令第 18 条に定める事項について、内閣府令第 17 条に基づいて、明瞭かつ正確に表示することが求められるとともに、法第 63 条の 9 の 3 第 2 号及び第 3 号並びに内閣府令第 20 条第 1 号に基づいて、不適切な表示を行うことが禁止される。</p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、広告の内容及び表示の適切性が確保されているかを確認するため、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「勧誘及び広告等に関する規則」</u>を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>Ⅱ－２－１－２ 広告規制 Ⅱ－２－１－２－１ 意義</p> <p>暗号資産交換業者が行う広告の表示は、利用者への取引勧誘の導入部分に当たるため、適切な表示による情報提供が、利用者によるリスクの誤認や投機的取引の助長を抑止する観点から重要である。そのため、暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするときは、法第 63 条の 9 の 2 及び内閣府令第 18 条に定める事項について、内閣府令第 17 条に基づいて、明瞭かつ正確に表示することが求められるとともに、法第 63 条の 9 の 3 第 2 号及び第 3 号並びに内閣府令第 20 条第 1 号に基づいて、不適切な表示を行うことが禁止される。</p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、広告の内容及び表示の適切性が確保されているかを確認するため、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」</u>を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p>
<p>Ⅱ－２－１－３ 禁止行為 Ⅱ－２－１－３－１ 意義</p> <p>法第 63 条の 9 の 3 は、暗号資産交換業者又はその役職員に対して、暗号資産交換契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際しての不適切な行為及び暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令第 20 条で定める行為を行</p>	<p>Ⅱ－２－１－３ 禁止行為 Ⅱ－２－１－３－１ 意義</p> <p>法第 63 条の 9 の 3 は、暗号資産交換業者又はその役職員に対して、暗号資産交換契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際しての不適切な行為及び暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令第 20 条で定める行為を行</p>

現 行	改 正 案
<p>うことを禁止している。</p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、暗号資産交換業者又はその役職員による広告・勧誘や取引の受注等によって、利用者の利益が損なわれていないか、又、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障が生じていないかを確認するため、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「勧誘及び広告等に関する規則」</u>、「<u>受注管理態勢の整備に関する規則</u>」等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 禁止行為の内容 ①～③ (略)</p> <p>④ 内閣府令第 20 条第 13 号に規定する「認定資金決済事業者協会の定款その他の規則に違反する行為であって、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「勧誘及び広告等に関する規則」</u>、「<u>受注管理態勢の整備に関する規則</u>」等を踏まえると、例えば、以下の行為が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の利用者に対し、特定かつ少数の種類暗号資産の交換等を一定期間継続して一斉にかつ過度に推奨する勧誘行為で、当該暗号資産の価格の形成を損なうおそれがある行為 ・ 利用者に対して、現に保有する暗号資産並びにカバー取引及び借入契約の締結その他の当該暗号資産の受渡しを確実にする措置が講じられている暗号資産の合計量を超えて、当該暗号資産の売却又は他の暗号資産と交換する行為 ・ 利用者等に対して特別の利益を提供又は保証する行為 <p>(注) 利用者等に対して手数料等の軽減、景品類の提供、キャッシュバック等を行う行為は、直ちに「特別の利益」に該当するものではないが、条件が一定の基準に基づき設定され不当ではないこと、同様の取引条件にある利用者に対して同様の取扱いをすること、過大なものではないことなど、社会通念上妥当と認</p>	<p>うことを禁止している。</p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、暗号資産交換業者又はその役職員による広告・勧誘や取引の受注等によって、利用者の利益が損なわれていないか、又、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障が生じていないかを確認するため、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」</u>、「<u>暗号資産交換業に係る受注管理態勢の整備に関する規則</u>」等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 禁止行為の内容 ①～③ (略)</p> <p>④ 内閣府令第 20 条第 13 号に規定する「認定資金決済事業者協会の定款その他の規則に違反する行為であって、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」</u>、「<u>暗号資産交換業に係る受注管理態勢の整備に関する規則</u>」等を踏まえると、例えば、以下の行為が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の利用者に対し、特定かつ少数の種類暗号資産の交換等を一定期間継続して一斉にかつ過度に推奨する勧誘行為で、当該暗号資産の価格の形成を損なうおそれがある行為 ・ 利用者に対して、現に保有する暗号資産並びにカバー取引及び借入契約の締結その他の当該暗号資産の受渡しを確実にする措置が講じられている暗号資産の合計量を超えて、当該暗号資産の売却又は他の暗号資産と交換する行為 ・ 利用者等に対して特別の利益を提供又は保証する行為 <p>(注) 利用者等に対して手数料等の軽減、景品類の提供、キャッシュバック等を行う行為は、直ちに「特別の利益」に該当するものではないが、条件が一定の基準に基づき設定され不当ではないこと、同様の取引条件にある利用者に対して同様の取扱いをすること、過大なものではないことなど、社会通念上妥当と認</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 16 暗号資産交換業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>められる範囲にとどまるよう留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の勧誘及び受注に際して、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫を行う行為 ・ 公序良俗に照らして、不適切な場所等及び時間を利用して広告する行為 ・ あらかじめ利用者の同意を得ずに、利用者の計算により取引を行う行為 	<p>められる範囲にとどまるよう留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の勧誘及び受注に際して、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫を行う行為 ・ 公序良俗に照らして、不適切な場所等及び時間を利用して広告する行為 ・ あらかじめ利用者の同意を得ずに、利用者の計算により取引を行う行為
<p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等 Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) 一般的な着眼点 (略)</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供 ① 内閣府令第21条第1項及び第2項各号並びに第22条に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引内容、取引形態及び取り扱う暗号資産等に応じて、適切に説明を行っているか。 (注1) 内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本仮想通貨交換業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の主な用途 ・ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項 ・ 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限 ・ 暗号資産の流通状況 ・ 暗号資産に内在するリスク <p>(注2)～(注4) (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(3) 非対面取引を行う際の措置</p>	<p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等 Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) 一般的な着眼点 (略)</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供 ① 内閣府令第21条第1項及び第2項各号並びに第22条に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引内容、取引形態及び取り扱う暗号資産等に応じて、適切に説明を行っているか。 (注1) 内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の主な用途 ・ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項 ・ 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限 ・ 暗号資産の流通状況 ・ 暗号資産に内在するリスク <p>(注2)～(注4) (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(3) 非対面取引を行う際の措置</p>

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>(4) 不適切な暗号資産を取り扱わないための措置 内閣府令第 23 条第 1 項第 5 号に基づき、暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある暗号資産を取り扱わないため、I-1-2-3 及び <u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「仮想通貨の取扱いに関する規則」</u> を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～④ (略)</p> <p>(5) 暗号資産関係情報の適切な管理 内閣府令第 23 条第 1 項第 6 号に基づき、暗号資産交換業者の取り扱う若しくは新規に取り扱おうとする暗号資産又は当該暗号資産交換業者に関する重要な情報であって利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該暗号資産交換業者の行う暗号資産交換業の全ての利用者が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「暗号資産関係情報」という。）を適切に管理するために、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」</u> を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～③ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 不公正な行為を防止するための措置 内閣府令第 23 条第 2 項第 4 号に基づき、利用者の暗号資産の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第 185 条の 22 第 1 項、第 185 条の 23 第 1 項又は第 185 条の 24 第 1 項若しくは第 2 項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該利用者との間の暗号資産交換業に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産の交換等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置として、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「不適正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則」</u> 等を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じて</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 不適切な暗号資産を取り扱わないための措置 内閣府令第 23 条第 1 項第 5 号に基づき、暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある暗号資産を取り扱わないため、I-1-2-3 及び <u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」</u> を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～④ (略)</p> <p>(5) 暗号資産関係情報の適切な管理 内閣府令第 23 条第 1 項第 6 号に基づき、暗号資産交換業者の取り扱う若しくは新規に取り扱おうとする暗号資産又は当該暗号資産交換業者に関する重要な情報であって利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該暗号資産交換業者の行う暗号資産交換業の全ての利用者が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。以下「暗号資産関係情報」という。）を適切に管理するために、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」</u> を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～③ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 不公正な行為を防止するための措置 内閣府令第 23 条第 2 項第 4 号に基づき、利用者の暗号資産の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第 185 条の 22 第 1 項、第 185 条の 23 第 1 項又は第 185 条の 24 第 1 項若しくは第 2 項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該利用者との間の暗号資産交換業に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産の交換等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置として、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る不公正取引等の防止に関する規則」</u> 等を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じている</p>

現 行	改 正 案
<p>いるか。</p> <p>(注)「その他の暗号資産の交換等に係る不公正な行為」には、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、当該暗号資産交換業者の取り扱う若しくは取り扱おうとする暗号資産又は当該暗号資産交換業者に関する暗号資産関係情報を利用した行為を含む。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(11) 債務の履行に関する方針の公表等 (略)</p> <p>(12) その他の利用者保護措置等</p> <p>暗号資産交換業者は、内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号に基づき、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、<u>日本仮想通貨交換業協会</u>が定める自主規制規則を踏まえ、例えば、以下のよう な措置を講じているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 取引の注文管理に係る必要な体制を整備しているか。当該体制の確認に当たっては、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「受注管理体制の整備に関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記自主規制規則を踏まえ、社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。 ・ 取引の受注に関する上限の設定を含む受注制限の設定をシステムに組み込むなど、適正な取引を実現するためのシステム対応が十分に果たされているか。 ・ 取引システムを統括する責任者の選任を含む人員配置や研修、定期的な検査などを通じ、注文管理体制の充実強化・機能維持が図られているか。 ・ 受注制限への管理者の関与が適切に果たされる体制となっており、また、適切に実施されているか。 ・ スリッページが発生する場合において、例えば、利用者にとつ 	<p>か。</p> <p>(注)「その他の暗号資産の交換等に係る不公正な行為」には、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、当該暗号資産交換業者の取り扱う若しくは取り扱おうとする暗号資産又は当該暗号資産交換業者に関する暗号資産関係情報を利用した行為を含む。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(11) 債務の履行に関する方針の公表等 (略)</p> <p>(12) その他の利用者保護措置等</p> <p>暗号資産交換業者は、内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号に基づき、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、<u>日本暗号資産取引業協会</u>が定める自主規制規則を踏まえ、例えば、以下のよう な措置を講じているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 取引の注文管理に係る必要な体制を整備しているか。当該体制の確認に当たっては、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る受注管理体制の整備に関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記自主規制規則を踏まえ、社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。 ・ 取引の受注に関する上限の設定を含む受注制限の設定をシステムに組み込むなど、適正な取引を実現するためのシステム対応が十分に果たされているか。 ・ 取引システムを統括する責任者の選任を含む人員配置や研修、定期的な検査などを通じ、注文管理体制の充実強化・機能維持が図られているか。 ・ 受注制限への管理者の関与が適切に果たされる体制となっており、また、適切に実施されているか。 ・ スリッページが発生する場合において、例えば、利用者にとつ

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>て不利なときはスリッページが発生する価格を用いて約定処理する一方、利用者にとって有利なときはスリッページが発生しない価格を用いて約定処理するなど、当該スリッページに関し、利用者にとって不利に取り扱っていないか。</p> <p>③・④ （略）</p>	<p>て不利なときはスリッページが発生する価格を用いて約定処理する一方、利用者にとって有利なときはスリッページが発生しない価格を用いて約定処理するなど、当該スリッページに関し、利用者にとって不利に取り扱っていないか。</p> <p>③・④ （略）</p>
<p>II-2-2-3 利用者が預託した金銭・暗号資産及び履行保証暗号資産の分別管理</p> <p>II-2-2-3-1 意義</p> <p>暗号資産交換業者が利用者から金銭・暗号資産の預託を受ける場合には、法第 63 条の 11 及び第 63 条の 11 の 2 並びに内閣府令第 26 条、第 27 条及び第 29 条の規定に基づき、利用者から預託を受けた金銭・暗号資産（以下「利用者財産」という。）及び履行保証暗号資産（法第 63 条の 11 の 2 第 1 項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下同じ。）に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者財産及び履行保証暗号資産（以下「利用者財産等」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとともに、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「利用者財産の管理に関する規則」</u>及び外部監査については内閣府令第 28 条及び第 30 条に規定する金融庁長官の指定する規則等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>II-2-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 利用者から預託を受けた暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別管理に関する着眼点</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 対象暗号資産の管理について、取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要な措</p>	<p>II-2-2-3 利用者が預託した金銭・暗号資産及び履行保証暗号資産の分別管理</p> <p>II-2-2-3-1 意義</p> <p>暗号資産交換業者が利用者から金銭・暗号資産の預託を受ける場合には、法第 63 条の 11 及び第 63 条の 11 の 2 並びに内閣府令第 26 条、第 27 条及び第 29 条の規定に基づき、利用者から預託を受けた金銭・暗号資産（以下「利用者財産」という。）及び履行保証暗号資産（法第 63 条の 11 の 2 第 1 項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下同じ。）に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者財産及び履行保証暗号資産（以下「利用者財産等」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとともに、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」</u>及び外部監査については内閣府令第 28 条及び第 30 条に規定する金融庁長官の指定する規則等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>II-2-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 利用者から預託を受けた暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別管理に関する着眼点</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 対象暗号資産の管理について、取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要な措</p>

現 行	改 正 案
<p>置を講じているか。</p> <p>(注) 必要な措置としては、例えば、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「利用者財産の管理に関する規則」</u>を踏まえ、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要となる暗号資産の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該暗号資産と同種同量の自己の暗号資産を限度として対象暗号資産を管理するウォレットの中で当該自己の暗号資産を混同して管理（当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日の翌日から起算して5営業日以内に当該混同を解消しなければならない。）することが考えられる。</p> <p>④～⑧ （略）</p> <p>(4) 分別管理監査</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 分別管理監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。 また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。</p> <p>(注) 監査報告書については、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「利用者財産の管理に関する規則」</u>を踏まえ、分別管理監査の基準日から4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。</p>	<p>置を講じているか。</p> <p>(注) 必要な措置としては、例えば、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」</u>を踏まえ、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要となる暗号資産の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該暗号資産と同種同量の自己の暗号資産を限度として対象暗号資産を管理するウォレットの中で当該自己の暗号資産を混同して管理（当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日の翌日から起算して5営業日以内に当該混同を解消しなければならない。）することが考えられる。</p> <p>④～⑧ （略）</p> <p>(4) 分別管理監査</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 分別管理監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。 また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。</p> <p>(注) 監査報告書については、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」</u>を踏まえ、分別管理監査の基準日から4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。</p>
<p>Ⅱ-2-2-8 ICOへの対応 Ⅱ-2-2-8-1 意義</p> <p>ICO (Initial Coin Offering) とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ-2-2-8において「販売」という。）は、暗号資産交換業に該当する。</p> <p>(注1)・(注2) （略）</p>	<p>Ⅱ-2-2-8 ICOへの対応 Ⅱ-2-2-8-1 意義</p> <p>ICO (Initial Coin Offering) とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ-2-2-8において「販売」という。）は、暗号資産交換業に該当する。</p> <p>(注1)・(注2) （略）</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>かかる行為は、トークンの販売を介して資金調達を図るものであるが、トークン保有者の権利内容が明確でなかったり、資金調達の目的となる事業（以下「対象事業」という。）の実現可能性等のスクリーニングや必要な情報開示が行われず、詐欺的な事案や事業計画が杜撰な事案が発生したりするなど、利用者保護が十分に図られない事態が生じ得る。</p> <p>以上を踏まえ、これらトークンを販売する暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、<u>日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「新規仮想通貨の販売に関する規則」</u>を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。</p>	<p>かかる行為は、トークンの販売を介して資金調達を図るものであるが、トークン保有者の権利内容が明確でなかったり、資金調達の目的となる事業（以下「対象事業」という。）の実現可能性等のスクリーニングや必要な情報開示が行われず、詐欺的な事案や事業計画が杜撰な事案が発生したりするなど、利用者保護が十分に図られない事態が生じ得る。</p> <p>以上を踏まえ、これらトークンを販売する暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「新規暗号資産の販売に関する規則」</u>を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。</p>